

大瀧一著 『福岡における労農運動の軌跡—平和と民主主義をめざして—』【戦前編】

(海鳥社、二〇〇二年五月一五日発行 本体三五〇〇円十税)

伊 東 富 昭

中学校で三十八年間、教鞭を執られてきた著者は、教科書に治安維持法以後の民衆による「反戦・平和・民主主義擁護のたたかいの歴史」が触れられていないことを遺憾として、厳しい状況の中にあつても「みずからの生活に根ざして」闘かつた人々の歴史をいくらかでも明らかにしようと本書を上梓されたという。元は「福岡教育問題月報」(福岡県教育問題総合研究所)に「福岡のたたかいの歴史」として、一九九六年一二月から二年半にわたって連載されたものという。以下に目次の一部を掲げる。

I 米騒動から労働農民運動へ

- 1 「現代史の序幕」米騒動 2 福岡県の「米騒動」 3 門司市の米騒動 4 アメとムチ 5 炭坑労働者のたたかい 6 労働組合運動の発展①八幡製鉄所ストライキ②八幡製鉄所第二次ストライキ③北九州機械鉄工組合の創立④旭硝子牧山工場争議⑤東邦電力争議⑥三井三池の争議 7 農民運動・小作争議の展開①小作騒動から小作人組合の結成②日本農民組合の結成と農民運動の発展

II 部落解放運動と労農水三角同盟

- 1 全九州水平社の創立 2 全国水平社第五回大会と労農提携 3 反軍閥争から帝国主義戦争反対へ

III 「昭和暗黒史の序幕」三・一五

- 1 大嘗祭と三・一五事件 2 福岡における三・一五事件 3 弾圧反対のたたかい

IV 自由と自治を求めて 学生社会科学研究会の活動

- 1 旧制福高社会科学研究会 2 九州学生社会科学連合会と三・一五

V 治安維持法下の労農運動

- 1 九州評議会の成立 2 九水電鉄争議 3 九水電鉄労働者と三・一五 4 福岡合同労働組合のたたかい 5 全協の創立と四・一六 6 各地に渦巻く戦争反対の叫び 7 福岡全協事件 8 筑豊のモグラ争議 9 若松港沖仲仕労働組合争議 10 全農全会派福佐連合会 11 二・一一九州共産党事件 12 思想攻撃とスパイ・挑発 13 福岡新教運動弾圧事件 14 福博電車争議と反ファッショ人民戦線 15 折尾駅弁ストライキ

まず検事処分を受けた者の数が、福岡地方裁判所で七四〇人と全体八一八五人の一割近くを占め、全国一であった一九一八(大正七)年に発生した米騒動から説き起こしている。福岡県内では既に五月下旬から炭鉱や八幡製鉄所などで労働争議としてくすぶっていたものが、八月一四日の門司市騒動から暴動となって展開した。全国の三四市・四九町・二四村、計一〇七市町村に延べ五万七千名以上の軍隊が出動したという。やはり福岡県が一九市町村に推定一万七二〇二名が出兵しており、全国一であった。鎮圧に差し向けられたのは米騒動の原因となったシベリア出兵に召集され、戦時編制を整えた軍隊だった。「外国への干渉軍(侵略軍)が矛を返して自国民に刃を向けたということは、国家権力の中核をなす「軍隊」の本質を如実に示したものである」とあり、それは炭坑に出動した軍隊が蜂起した労働者に向け、銃を発砲する姿から明瞭になるという。炭坑労働者の闘いは暴動化していったが、決して無秩序ではなかった。しかしまだ労働組合として組織されておらず、民主的に選出され、統制力を持つ指導者の存在がなかったこと、また「軍隊が天皇制国家権力による人民弾圧機関の一つであることに充分気づかなかつたこと

も、労働者が敗北した原因であった」とする。

しかし「労働組合死刑法」といわれた治安警察法下、米価値下げだけでなく、「賃金引き上げ、労働条件の改善、職場の民主化」などの要求を掲げて闘った中心的（指導的）存在が青年労働者であったことが、その後の労働運動に貴重な経験と大きな教訓を与えることになったとして、その後の労働運動・小作争議や部落解放運動などが紹介されていく。

ただこうした運動が常に順調に進展したわけではなかった。一九二三年に起きた結成直後の北九州機械鉄工組合福岡支部により指導された東邦電力争議では、争議団の幹部を含む一部の者が、一月二八日早晩、発電所に進入し、送電器スイッチを止め、変圧器・発電機等を破壊するという暴挙に及んだ。その結果、福岡市は一部を除き、全市暗黒となる「大椿事」となり、それまで争議団に同情的だった新聞の論調が一変したという。やはりこうした実力行使（テロ行為と呼んで良からう）は市民・一般世論の支持を得られるものではなかったのである。また翌一九二四年の約三週間という長期間に及んだ三井三池鉱山でのストライキでは、労働者たちが生活費を得るために「罷工団行商隊」を組んで、争議を支えるという運動方法を示した。商品は三池鉱業所購買組合と対立していた大牟田市内の商人団体から安く卸してもらい、市価より一、二割高く売ってもよく売れたという。しかし最初は市民の同情を集めて売れ行きも上々であったが、時日が長引くに連れ、市民の同情も薄らぎ、売れ行きがはかばかしくなくなり、行商隊の意気も上がらなくなったという。当事者にとって切実な問題から発する労働運動が、ほとんど関係のない周囲の一般市民の理解を得て、支援してもらおうことが、いかに重要で、しかも難しいかということ認識させられる。

水平社運動では、一九二三年五月一日に全九州水平社が福岡の東公園劇場博多座で創立された。その会場には「妙齢の処女会員も見受られ」（福岡日日新聞）五月二日」と報道された、「まだ少女であった若い女性たち」によって、二年後の同日同会場で「福岡県婦

人水平社」が正式に創立される。また全九州水平社創立大会の前に行われた協議会で可決された協議事項の中に、「人間は尊敬すべきことを小学校に徹底の件」が含まれていたことに注目したいと著者は言っている。

一九二五年の「陸軍現役将校学校配属令」によって、宇垣軍縮と一体となった「配属将校」による軍事教練が中等学校以上の生徒・学生に施されることとなる。朝鮮人暴動を想定した野外演習が問題となり、軍事教育に対する反対闘争がわき起こる中、政府はさらに中等学校以上に進学しない青少年のために、翌年、「青年訓練所」を設置した。こうした動きに対し、いち早く青少年に対する軍事教育反対の声を挙げたのが、福岡県水平社青年同盟だったという。これは後に青年同盟の活動家が福岡歩兵二四連隊に入営することで、「連隊内差別糾弾闘争」を生み、さらに徳川一門に対する辞爵勧告、帝国主義戦争反対の声といった「天皇主義」の呪縛からの解放の可能性を見せると言う。

治安維持法後の日本共産党に対する最初の大弾圧は、一九二八年の三・一五事件であった。ちょうど大嘗祭の主基田に福岡県早良郡脇山村が決定したことが報道された日でもあったという。三月一日付で東京地方裁判所検事正塩野季彦から福岡地方裁判所検事正寺島久松に対して、福本和夫（住所不定、無職）ら幹部一三名の強制処分（令状による逮捕）と証拠固めのための捜査と証拠物件の押収が囑託された。福岡署高等係は県特高課刑事課、同署司法行政課等四〇余名の応援を得て、指定箇所の家宅捜査ばかりか、日頃から目を付けていた場所も捜索し、居合わせた者を手当たり次第に検束したという。二七日までに一一一名が検束され、四〇名が治安維持法違反として起訴された。獄中に投ぜられた者たちから、「資本論と大菩薩峠をすぐ送って呉れ」（福岡土手町分監、徳田球一）などと書物差し入れの要求が出されていたという。後、ハンガーストライキまで敢行して、さすがに「資本論」は許されなかったものの、差し入れの自由を勝ちとっているようである。

また獄中から東京や郷里島根の同志に手紙を送って激励した豊原五郎が紹介されている。彼を指導した渡辺政之輔は台湾の基隆で捕らえられそうになり、拳銃自殺を遂げる。残されたその母親を励ますため、豊原は福岡刑務所から「渡政追悼の闘争を全国的に組織せよ」と全国の同志に呼びかけ、自らも翌年の一審後に送られた長崎浦上刑務所から、彼女からの便りに対する礼と励ましの返事を出している。

旧制福岡高等学校社会科学研究会を中心とした学生運動にも言及されている。福高社研の創立は一九二四年六月というが、全国的な学生社会科学連合会（学連）の左傾化に対して、文部省の意を受けた全国高等学校校長会が早くも同年一月に各校の社会科学研究会を解散させることを申し合わせた。合法的な社研はこうして姿を消すが、福高でも翌年四月に非合法社研が再建される。秋にはロシア革命記念日の祝賀会、朝鮮大水害に対する募金活動、佐野学の講演会への参加など、積極的な活動が行われていた。当時、文部省が「思想善導」のために全国の高等学校を巡回させ、反共思想を鼓吹させていた法学博士嵯川新がやってきて、その講演で学生らが質問や野次を飛ばし、混乱させるという事件が起きた。その結果、「放校二名、諭旨退学二名、無期停学六名、謹慎四名」というかつて無い大量処分がなされた。この福高事件を伝える『旧制福高社研史』（山内正樹著、一九八五）は一月三〇日の懇談会で、西南学院高等部古市春彦教授が述べた、学生処分を「左傾分子と見て一掃した」と読み取れる新聞報道に「三つの根本的の誤り」があると批判したことを紹介している。「第一に社会科学を研究するものを『悪』とする思想が誤りである、次で第二は外部即ち社会团体に生徒が接触する（こと）が『悪』とする思想が誤りである。第三は高等学校が文部省直轄学校であるから文部省の方針に従わなければならぬということを新聞紙が文部省と一致の態度で是認するという思想が誤りである」と。

労働争議も長い経験から当事者だけではなく、「勝利を得るため

には、ストライキは市民と結合して、その強力なる援護をうけなければならぬ」という教訓を学び、一九二七年七月、日本労働組合評議会は「工場代表者会議運動に就て」という指令の中で「いわゆる『市民層』獲得に関する公式」を樹立している。一月に起きた九水電鉄争議では、規則運転、「事故なしデー」、「親切デー」といった乗客サービスを徹底する戦術が採られている。「福岡市史」第四巻、昭和前編下では、「大衆にめいわくをかけるどころか、大衆の味方となって」闘い、「解決にあたっては、従業員は素直に市民に謝っているのである」と特記しているという。

三・一五事件後、田中義一内閣は治安警察法第八条によって労働農民党・全日本無産青年同盟・日本労働組合評議会を解散させた。しかしその後も福岡の労働者は福岡合同労働組合を先頭に、「治安維持法改悪反対」、「対支侵略反対」、「帝国主義戦争の危機と戦え」などのスローガンと共に労働運動をやめることはなかった。二八年一二月に日本労働組合全国協議会（全協）が創立され、これに先立ち福岡県下では一〇月に北九州労働組合協議会組織準備委員会が八幡に設置され、一月一六日に福岡市で日本労働組合九州地方協議会が秘密裏に創立された。ところがこうした「自由と民主主義、反戦平和のために闘う労働者の組織」として再建された全協も二九年六月の正式な創立大会を待たずに、日本共産党の外郭団体として、四・一六事件の弾圧対象とされるのである。その後も全協運動は続けられ、三一年一〇月八日の大牟田支部や二月一日の筑豊炭田での一斉検挙を受けながらも、一月二七日、若松市で全協福岡県支部協議会が結成されたという。『第二無産者新聞』一月一五日付によると、この間、陸軍特別大演習が熊本県下で行われ、これを機に全協指導下の「戦闘的分子」に対する弾圧が加えられていたという。この事件は「特高月報」にも載っておらず、著者は「戦争遂行の妨げになるような民衆の動きや弾圧の実態は、一切を国民の目から覆い隠し、マスコミを挙げて戦意高揚だけを煽ったのである」と指摘する。三二年二月二四日の福岡全協事件と言われる大弾圧事件

も、新聞報道が禁止され、一年一ヶ月以上も経ってから号外で、「全協系の赤い運動」などと共産党や全協を「悪」と決めつけるセンセーショナルな見出しで報じられている。

若松港では「花と龍」の主人公玉井金五郎とその息子で小説の作者火野葦平となる玉井勝則らが指導した沖仲仕争議が一九三一年に起きている。勝則は日記に、組合が友人を通じて全協と連絡を取っていたと記しているという。また仲仕には朝鮮人労働者が半分位（五〇〇人以上）いて、これとも共闘できるように、半分ほど朝鮮語で書いたニュースを勝則自身が謄写版で切って印刷したという。著者はまだその現物を目にしていないので、是非、読者からの資料提供をお願いしたいと言っている。

一九三三年二月一日紀元節から九州六県に及ぶ九州共産党事件が起こされる。この事件も報道が禁止され、二年四ヶ月後に一般には知られることとなる。製鉄会社の官民合同計画が満州侵略の原因である恐慌切り抜けのために、国家権力の下に統制されると見抜いていた八幡製鉄所の反対運動を潰すことと、「三二年テーゼ」の方針に基づき、日本共産党を再建するために九州にオルグとしてやってきた西田信春を捕らえるのが目的であったとする。日本共産党は再三の弾圧にも関わらず、決して「侵略戦争反対」、「絶対主義的天皇制打倒」の旗を降ろさなかったし、その影響下にある労働者・農民、文化団体も自らの生活を守る闘いと自由と民主主義のための闘いを止めはしなかった。それがため国家は過酷な弾圧を加える一方で、「聖戦」を支える天皇制イデオロギーを不動のものとして国民に押しつけたという。

一九三七年が労働争議件数において戦前最後のピークであったという。その最後を飾ったのが、折尾駅などの駅売人による駅弁ストライキであった。若松港沖仲仕争議にも関わった永末清作の指導の下、営業ごとに雇用条件が違い、団結し難いと考えられた売り子らが結集し、六月二十九日、ストライキに突入した。営業主側の強硬な姿勢に解決は難しいと見られたが、突然、七月二日夜に交渉に込

ずるとの連絡があり、組合設立は認められなかったものの、その他の要求はほとんどそのまま受け入れられるという勝利に帰した。三日早朝から平常通り営業が開始されたが、下り線を佐世保行き軍事貨物列車がひっきりなしに走ったという。七日、盧溝橋事件で日中全面戦争に突入する事前の軍事輸送が始まっていたのであろうか。純粹な労働運動の勝利とは言えないところがあろう。

元が連載ものでもあり、項目別に語られていくと、事件の起きた順番が分かり難くなることもある。欲を言えば全国的な動きと対照できる福岡県労働運動史年表が巻末にあれば便利だったかとも思うが、その作業はまたたいへんで、量も相当なものになってしまうであろう。

著述の目的が、治安警察法や治安維持法などの言論統制の中で、自由や民主主義への望みを捨てずに抵抗を続けた人々の検証にある以上、一九三七年以降の戦時体制が強化されていく中では、そうした事例の検出が難しくなるのは当然であろう。華々しく権力と闘って散っていく姿は、一面理想的と言えるかも知れない。しかし、そうした者たちの生き様に、戦場での斬り込みや特攻で散華していく若者たちのそれと共通した匂いを感じてしまうのは評者だけであるうか。真つ向から逆らえば、非国民として抹殺されてしまう。体制内に収まっていなければならぬと考えるのが、大方の心情であろう。そうした人々が非常時においても、どのようにして最低限の良心を守り、生き抜いたのかという視点で、戦時期を見ることもできるのではないだろうか。また体制内に飛び込むことで新しい形での闘いが組めるのではないかという考えは、無い物ねだりにすぎないであろうか。

題名から「戦後編」が準備されているのではないかと思われる。復興と占領政策、さらに平和条約締結後の右傾化の中、どのように労働運動が推移していくことになるのか、新稿に期待したい。

京浜歴史科学研究会入会案内

京浜歴史科学研究会は、次のような活動を行っています。

◎「神奈川県史」を学ぶ会——毎月一回、原則として第一土曜日の午後に、以下の学習会を実施しています。

①「幕末開港編」では、「神奈川県史 資料編10近世7 海防・開国」を読んでいます。

②「大正・昭和編」では、「神奈川県史 資料編11近代・現代I 政治・行政I」を読んでいます。

◎「京浜歴史研究会報」——毎月一回発行して、会員にお送りしています。研究会の記録や書評などが掲載されています。

◎「京浜歴史研年報」——毎年一回発行して、会員にお送りしています。会員の論文などが掲載されています。

◎「歴史を歩く会」——年二回、春と秋の日曜日に実施しています。

◎「集中研究会」——年二回、春と夏に研究文献を学習する会を実施しています。

京浜歴史科学研究会は、どなたでも参加できますので、ぜひ御入会下さい。御問い合わせは、左記事務局まで御願います。入会を御希望の方は、事務局へ申し込まれるか、左記郵便振替を御利用下さい。年会費は、三〇〇〇円となっております。

【連絡先】 京浜歴史科学研究会事務局

〒二三三—〇〇〇六

横浜市港南区芹が谷五十五九—二二 大湖賢一方

電話 〇四五—八二五—三三七六

郵便振替口座 〇〇二七〇—八一—一五五三五

「京浜歴史研年報」バックナンバー

「京浜歴史研年報」第一六号

(二〇〇二年一月二十七日発行)

〈論 文〉

近代地方都市における行財政と地域住民組織の展開

——栃木県鹿沼町 町村制施行前後から昭和戦前期まで——

松田隆行

〈総会記念行事の記録〉

共同研究「『横浜市史稿』を読む——都市史研究と横浜——」

植山 淳

大正期横浜市の社会事業

大湖賢一

〈史料紹介〉

埼玉県知事吉田清秀宛上申書

「戸長役場事務抜粋及地方の概況」

——明治期地域リーダー認識構造武内久岨研究ノート(二)——

内田修道

〈書 評〉

高橋 敏著「国定忠治」

伊東富昭